

永平寺町ブランド「SHOJIN」認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域産業の振興及び情報発信による永平寺町の知名度の向上を図るため、永平寺町の資源を生かした地域産品を永平寺町ブランド「SHOJIN」として認定するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町産品 原則として永平寺町で生産又は製造された、農産品、加工食品、工芸品又は工業製品をいう。
- (2) 認定品 認定の申請のあったもののうち、認定基準に適合するものとして審査会が認定したものをいう。
- (3) 認定事業者 永平寺町ブランド「SHOJIN」の認定を受けたものをいう。

(認定基準)

第3条 永平寺町ブランド「SHOJIN」認定審査会（以下「審査会」という。）は、永平寺町ブランド「SHOJIN」の認定に当たり、認定基準を別に定めるものとする。

(認定の申請)

第3条 審査会は、毎年度期間を定めて永平寺町ブランド「SHOJIN」の認定の申請を受け付けるものとし、申請することができるものは、町内に住所又は主たる事業所を有するものであって、永平寺町ブランド「SHOJIN」認定申請書（別紙様式1）に必要書類を添付して、審査会に提出するものとする。

2 申請書には次の書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の概要が分かる書類で次のアからウまでに掲げる申請者の区分に応じ当該アからウまでに定めるもの
 - ア 個人 申請者の住民票
 - イ 法人 当該法人の登記事項証明書
 - ウ 法人以外の団体 規約その他これに類する書類及び代表者の住民票
- (2) 永平寺町ブランド「SHOJIN」認定申請調書（別紙様式2）
- (3) 誓約書（別紙様式3）
- (4) その他審査会が認める書類

(認定の審査)

第4条 審査会は、永平寺町ブランド「SHOJIN」認定申請書の提出があったときは、認定基準に基づいて審査するものとする。

(認定の決定)

第5条 審査会は審査の結果、認定基準に適合すると認められるときは、町産品及びその生産又は製造を行うものを永平寺町ブランド「SHOJIN」として認定し、認定審査結果通知書（別紙様式4）を通知するとともに、認定事業者に対して認定書（別紙様式5）を交付するものとする。

2 審査会の審査で、認定基準に適合しないと認められたときは、当該申請者に対してその理由を付して通知するものとする。（別紙様式4）

(認定の公表)

第6条 審査会は、認定を決定したときは、認定することとした認定品について次に掲げる事項を公表する。

(1) 認定品の名称

(2) 認定事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）

(認定の有効期間及び認定の更新)

第7条 永平寺町ブランド「SHOJIN」の認定の有効期間は、認定のあった日から3年を経過した以後の最初の3月31日までとする。

2 認定事業者は、認定期間が満了となる場合において、引き続き認定を希望する場合は、有効期間の満了の日の60日前までに申請書を提出し、審査会の承認を得なければならない。

3 審査会は、承認をした場合は、認定事業者に対して認定書（別紙様式3）を交付するものとする。

(認定内容の変更)

第8条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに永平寺町ブランド認定申請事項変更届出書（別紙様式6）を審査会に提出しなければならない。

(1) 認定事業者の氏名又は名称もしくは代表者を変更したとき

(2) 認定品の名称を変更したとき。

(3) 認定品の生産又は製造を廃止し、又は中止したとき。

(4) 認定品の包装又は容器に係るデザインを著しく変更したとき。

(5) その他申請書記載事項等に変更が生じたとき。

(認定の取り消し)

第10条 認定品及び認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の審議を経て認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける要件又は資格を欠くに至ったとき。
- (2) 認定基準に適合しないと認められないとき。
- (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。

(認定の表示)

第11条 認定事業者は、認定品及び認定品の包装、容器等に当該町産品が永平寺町ブランドとして認定を受けたものであることを表示することができる。

(認定事業者の責務)

第12条 認定事業者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、次に掲げる事項について特に留意しなければならない。

- (1) 認定品の生産、製造、販売等を通じて、当該町産品の情報発信を積極的に行い、永平寺町に対するイメージの向上につなげるよう努めること。
- (2) 認定品の計画的な生産、製造並びに適正な品質管理及び流通体制の整備に努めること。

2 認定品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、認定事業者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、永平寺町ブランド事故等発生報告書(別紙様式7)により、速やかに永平寺町ブランド戦略推進委員会事務局に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日より施行する。